別紙１

リージョンプラザ上越の概要

令和８年７月

新潟県上越市

目　次

Ⅰ　施設の概要 1
1　名称 1
2　所在地 1
3　施設の内容 1
Ⅱ　料金収入等 2
1　現行の利用料金 2
⑴　留意点 2
⑵　利用料金の上限額 2
2　現行の減免基準（現行制度） 6
⑴　留意点 6
⑵　減免基準 6
Ⅲ　施設が提供するサービスの内容 7
1　留意点 7
2　施設の利用サービス 7
⑴　現行の使用時間及び休館日 7
⑵　利用申込みの受付 8
⑶　利用承認等の基準 8
⑷　利用料金還付の基準 8
3　施設の利用促進に資する事業 9
4　自主事業 9
Ⅳ　利用及び収入実績 9
1　施設の利用及び収入実績 9
⑴　利用者数 9
⑵　施設の収入状況 9
2　各スポーツ教室の実施状況（令和７年度実績） 10
⑴　インドアスタジアム 10
⑵　レジャープール 10
⑶　アイスアリーナ 10
Ⅴ　管理の現状 10
1　委託料の状況 10
2　賃貸借の状況 11
3　修繕の実績 11
Ⅵ　従事者の一例 14
Ⅶ　その他 15
1　備品 15
2　施設改修工事について 15

Ⅰ　施設の概要

１　名称

リージョンプラザ上越

２　所在地

新潟県上越市下門前 446 番地 2

３　施設の内容

⑴　建築竣工　昭和 59 年 10 月 1 日

⑵　建物構造　鉄骨造 2 階建

⑶　延床面積　15,885 ㎡

⑷　敷地面積　43,990 ㎡（上越科学館分を含む。）

⑸　駐車台数　約 500 台（上越科学館分を含む。）

⑹　施設内容

ア　インドアスタジアム

規　　模	76m×37m×14m
観 客 席	固定式 1,243 席、可動式（壁収納式）2,225 席、身障者スペース 8 席
コース数	バスケットボール・テニス・6 人制バレーボール・剣道 4 面、バドミントン 16 面、卓球 10 台、ジョギングコース 250m

イ　レジャープール

名称	規模
競泳プール	変形 25m（水深 90 ㎝～110 ㎝）
ナイアガラスライダー	全長 30m・高さ 10m　※休止中
スパイラルスライダー	全長 80m・高さ 9m
子どもプール	水深 40 ㎝～50 ㎝
潜水プール	水深 2.5m～3m

ウ　アイスアリーナ（ジャンボプール）

規　模	60m×30m
観客席	228 席

エ　コンサートホール

舞　台	16m×9m×7m
観客席	固定式 473 席、身障者スペース 4 席
楽　屋	第 1 楽屋 22 ㎡、第 2 楽屋 34 ㎡
練習室	A練習室 151 ㎡、B練習室 81 ㎡、C練習室 50 ㎡
会議室	定員 45 人

オ　市民プール

規　　模	50m競技プール（50m×9 コース　水深 1.4m～1.6m）、25mプール（25×6 コース　水深 1.1m×1.3m）、飛び込みプール（水深 5m）、飛び込み台（高さ 10m、7.5m、5m、3m）　※飛び込みプール及び飛び込み台は休止中
観客席	2,000 席

※施設の見取り図等は、スポーツ推進課にお問い合わせください。

Ⅱ　料金収入等

1　現行の利用料金

⑴　留意点

指定管理者が徴収する利用料金は、条例に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めます。したがって、施設利用に係る料金（消費税を含む）は、指定管理者の裁量のみで決定することはできません。

⑵　利用料金の上限額

※　次の利用料金の上限額は、現在市において検討中の見直し案であり、現行のものとは異なります。今後、改正の手続きを予定していますが、変更となる可能性があります。

ア　インドアスタジアム

施設名等	占用使用の上限額 （1 時間につき）	共用使用の上限額 （1 人につき）		
		区分	小・中学生	一般
競技場	（平日）10,400 円 （土・日・休日）15,600 円	個人	200 円	400 円
		回数券（11 回）	2,000 円	4,000 円
役員室	300 円			
ジョギングコース		個人	100 円	200 円
		回数券（11 回）	1,000 円	2,000 円
附属設備	規則で定める額			

備考

1　市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない団体が占用使用する場合の上限額は、定額の 200 パーセントの額とする。

2　施設を占用して使用する場合で使用時間が 1 時間に満たないときは、1 時間として計算する。

3　競技場を営利活動等の目的で使用する場合の上限額は、定額の 1,000 パーセントの額とする。

4　競技場を分割使用するときの区分は、4 分の 1、4 分の 2 及び 4 分の 3 とし、その上限額は、定額のそれぞれ 25 パーセント、50 パーセント及び 75 パーセントの額（その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

5　競技場を集会又は営利活動等の目的で使用する場合は、分割使用することができない。

6　競技場の冷暖房設備を使用する場合は、1 時間につき 18,000 円を加算した額を上限額とする。この場合において、使用時間が 1 時間に満たないときは、1 時間として計算する。

7　市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない団体が競技場を占用使用する場合で冷暖房設備を使用するときは、備考 6 に定める額の 200 パーセントの額を加算した額を上限額とする。

8　競技場を営利活動等の目的で使用する場合で冷暖房設備を使用するときは、備考 6 に定める額の 200 パーセントの額を加算した額を上限額とする。

9　競技場を共用使用することができる場合は、競技場を占用使用する者がいない場合に限るものとする。

１０　未就学児童の競技場又はジョギングコースの共用使用は、無料とする。ただし、責任ある成年者の付添いを必要とする。この場合において、付添人の上限額は、一般の上限額とする。

１１　この表に定める額は、税を含む額とする。

〈附属設備の利用料金の上限額〉

附属設備・器具		単位	上限額	備考
ロールバック席	電動式	１基	5,100 円	
	手動式	〃	1,100 円	
電光掲示板		１組	600 円	
放送器具		１式	600 円	
特設電源		１式	200 円	

備考

１　営利活動等の目的で使用する場合の上限額は、定額の 300 パーセントの額とする。

２　市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない団体が使用する場合の上限額は、定額の 200 パーセントの額とする。

３　附属設備及び器具の使用は、午前、午後及び夜間をそれぞれ１回とする。ただし、ロールバック席については１日を１回とする。

４　この表に定める額は、税を含む額とする。

５　備考１及び備考２のいずれにも該当する場合の上限額は、定額にそれぞれの割合を乗じて得た額とする。

イ　レジャープール

使用者等	上限額	
	小・中学生	一般
個人	500 円	900 円
団体	１人につき 400 円	１人につき 700 円
回数券（11 回）	5,000 円	9,000 円

備考

１　団体の上限額は、20 人以上の団体に適用する。

２　未就学児童は、無料とする。ただし、責任ある成年者の付添いを必要とする。この場合において、付添人の上限額は、一般の上限額とする。

３　この表に定める額は、税を含む額とする。

４　プールのコースを占用して利用する場合の使用料は、定額使用料に 1 コース 1 時間につき 800 円（営利又は営業上の目的で利用する場合又は市内に住所を有しない個人若しくは市内に事務所若しくは事業所を有しない団体が利用する場合にあっては 1,600 円、いずれの場合にも該当するときにあっては 2,400 円）を加算した額とする。この場合において、利用時間が 1 時間に満たないときは、1 時間として計算する。

ウ　アイスアリーナ

使用者等	滑走料の上限額		滑走回数券（11 回）の上限額	
	小・中学生	一般	小・中学生	一般
個人	600 円	1,100 円	6,000 円	11,000 円

団体	1人につき500円	1人につき900円		
貸切	1時間につき19,000円			

備考

1　入場料（これに類する料金を含む。）を徴収する場合の上限額は、定額の300パーセントの額とする。

2　市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない団体が貸切使用する場合の上限額は、定額の200パーセントの額とする。

3　団体の上限額は、20人以上の団体に適用する。

4　未就学児童は、無料とする。ただし、責任ある成年者の付添いを必要とする。この場合において、付添人の上限額は、一般の上限額とする。

5　貸切で使用する場合で使用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。

6　プールとして使用する場合の上限額は、レジャープールの利用料金の上限額とする。

7　備考1、備考2及び備考4の規定のうち複数のものに該当する場合の上限額は、定額にそれぞれの割合を乗じて得た額とする。

8　この表に定める額は、税を含む額とする。

エ　コンサートホール

室名	制限人員	上限額
ホール（平日）	指定管理者の定める人員	1時間につき3,200円
ホール（土・日・休日）		1時間につき4,800円
第1楽屋	〃	1時間につき300円
第2楽屋	〃	1時間につき300円
A練習室	〃	1時間につき800円
B練習室	〃	1時間につき500円
C練習室	〃	1時間につき300円
会議室	〃	1時間につき600円
附属設備		規則で定める額

備考

1　営利活動等の目的で使用する場合の上限額は、定額の300パーセントの額とする。

2　市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない団体が使用する場合の上限額は、定額の200パーセントの額とする。

3　ホールを使用する場合において、この表に定める使用時間を超過して使用した場合の上限額は、1時間当たりそれぞれ午前、午後又は夜間の区分に応じ、当該区分の定額の時間割計算による額の120パーセントの額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。この場合において、超過時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。

4　第1楽屋、第2楽屋、A練習室、B練習室及びC練習室を使用する場合で使用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。

5　この表に定める額は、税を含む額とする。

〈附属設備の利用料金の上限額〉

設備品名		単位	上限額	備考
ホール（舞台）	所作台	1枚	300円	
	平台	〃	200円	
	金びょうぶ	1双	600円	
	緋毛せん	〃	400円	
	長座布団	〃	200円	
	上敷き	〃	200円	
	演壇	1式	600円	
	司会者壇	1台	200円	
	映写スクリーン	1式	1,100円	
	音響反射板	〃	2,100円	
	浴室	1室	600円	
ホール（照明）	舞台照明セット	1式	4,100円	
	サスペンションライト	1列	1,100円	
	スポットライト500W	1台	200円	
	〃　　1kW	〃	300円	
	アッパーホリゾントライト	1列	1,100円	
	ローアホリゾントライト	〃	1,100円	
	ミラーボール	1台	300円	
ホール（音響）	拡声装置	1式	3,100円	
	ステージスピーカー	1台	3,100円	
	マイクロフォンセット	1本	600円	
	三点つりマイク装置	1式	600円	
	録音再生機器	〃	600円	
その他	映写装置	1式	1,100円	
	フルコンサートピアノ（舞台）	1台	4,100円	
	グランドピアノ（練習室）	〃	600円	
	楽器セット　　（〃）	1式	600円	

備考

1　営利活動等の目的で使用する場合の上限額は、定額の300パーセントの額とする。

2　市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない団体が使用する場合の上限額は、定額の200パーセントの額とする。

3　附属設備及び器具の使用は、午前、午後及び夜間をそれぞれ１回とする。

4　照明設備については、ゼラチンを含まない。

5　この表に定める額は、税を含む額とする。

6　備考１及び備考２のいずれにも該当する場合の上限額は、定額にそれぞれの割合を乗じて得た額とする。

オ　市民プール

使用者等	上限額	
	小・中学生	一般
個人	300 円	600 円
団体	1 人につき 200 円	1 人につき 500 円
回数券（11 回）	3,000 円	6,000 円
貸切	1 時間につき 3,400 円	

備考

1　入場料（これに類する料金を含む。）を徴収する場合の上限額は、定額の 300 パーセントの額とする。

2　市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない団体が貸切使用する場合の上限額は、定額の 200 パーセントの額とする。

3　団体の上限額は、20 人以上の団体に適用する。

4　市内の小・中学校の児童生徒が学校の体育授業及び行事に使用する場合は、無料とする。

5　市内の高等学校及び大学の生徒又は学生が学校の体育授業に使用する場合の上限額は、定額の 50 パーセントの額とする。

6　未就学児童は、無料とする。ただし、責任ある成年者の付添いを必要とする。この場合において、付添人の上限額は、一般の上限額とする。

7　貸切で使用する場合で使用時間が 1 時間に満たないときは、1 時間として計算する。

8　備考１及び備考２のいずれにも該当する場合の上限額は、定額にそれぞれの割合を乗じて得た額とする。

9　プールのコースを占用して利用する場合の使用料は、定額に 1 コースあたり 1 時間につき 800 円（営利又は営業上の目的で利用する場合又は市内に住所を有しない個人若しくは市内に事務所若しくは事業所を有しない団体が利用する場合にあたっては 1,600 円、当該場合のいずれにも該当する場合は 2,400 円）を加算した額とする。この場合において、利用時間が 1 時間に満たないときは、1 時間として計算する。

１０　この表に定める額は、税を含む額とする。

２　現行の減免基準（現行制度）

⑴　留意点

指定管理者は、現行と同様の減免を行うこととします。

なお、シニアパスポートによる減免分の利用料金は、別途指定管理者に補填し、その他の減免分の利用料金は、補填しません。

⑵　減免基準

（別紙）施設使用料の減免基準表のとおり

※　各種組合と契約して減免をしているもの

各種組合と契約して減免をしているもの（レジャープール及び市民プール）は、個人使用であっても団体使用の料金となります。各種組合との契約は、毎年当該団体からの依頼によって更新していますが、指定管理者の判断で行ってください。

団体名	使用施設	利用料金
市町村職員共済組合	レジャープール	小・中学生　400 円
		一般　700 円
	市民プール	小・中学生　200 円
		一般　500 円

Ⅲ　施設が提供するサービスの内容

1　留意点

指定管理者が提供するサービスは、次に掲げる事業です。その他、指定管理者の創意工夫で事業を拡大することも可能ですが、市との協議が必要です。

2　施設の利用サービス

⑴　現行の使用時間及び休館日

ア　留意点

利用時間及び休館日は、条例で定められており、指定管理者の裁量のみで変更することはできません。変更する場合は、市長の承認を得て行います。

イ　使用時間

※　次の表の使用時間は、現在市において検討中の見直し案であり、一部現行のものとは異なります。今後、改正の手続きを予定してますが、変更となる可能性があります。

施設	区分	時間	摘要
インドアスタジアム	通年	午前 9 時～午後 9 時	
コンサートホール	通年	午前 9 時～午後 9 時	
レジャープール	平日 （一般使用）	午後 1 時～午後 6 時	
	平日 （教室使用）	午前 9 時～午後 1 時 午後 6 時～午後 8 時	
	土曜日・日曜日・祝日、春・夏・冬休み期間 （一般使用）	午前 10 時～午後 6 時	
	土曜日・日曜日・祝日、春・夏・冬休み期間 （教室使用）	午前 9 時～午前 10 時 午後 6 時～午後 7 時	
アイスアリーナ	9 月～5 月	午前 10 時～午後 5 時	

	（一般使用）		
	9月～5月 （貸切使用）	午後5時～午後9時	
ジャンボプール	7月～8月 平日	午後1時～午後6時	
	7月～8月 土曜日・日曜日・祝日・夏休み期間	午前10時～午後6時	
市民プール	7月～8月	午前10時～午後5時	

ウ　休館日

①　月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日

②　国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日

③　12月29日から翌年1月1日まで

※　市内小・中学校の長期休業期間中（夏休み・冬休み（12月29日から翌年1月1日までを除く。）・春休み期間）は、休館しないこと。

⑵　利用申込みの受付

利用申込みの受付開始日は、次のとおりです。これを変更する場合は、市との協議が必要です。

ア　6か月前からの受付　インドアスタジアム（全面利用）、コンサートホール

イ　1か月前からの受付　練習室、会議室（インドアスタジアム、コンサートホールと一体的に使用する場合は、6ヶ月前から）、インドアスタジアム（1～3面の一部利用）

⑶　利用承認等の基準

ア　留意点

公共施設は、公共の福祉向上のための施設です。利用の承認に当たっての恣意的な判断を排除し、平等に利用できるよう、承認の基準が明確に定められています。

イ　基準等

①　次のいずれかに該当するときは、利用を承認しない。

・　公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

・　施設又は設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

・　その他施設の管理上支障があると認められるとき。

②　承認に当たり、施設の管理上必要な条件を付すことができる。

③　原則として申請のあった日に承認又は不承認を決定する。

⑷　利用料金還付の基準

ア　留意点

利用料金の還付は、次の基準により行います。変更する場合は、市との協議が必要です。

イ　基準等

次のいずれかに該当するときに行う。

①　全額還付　利用承認を得たものの責めに帰すことのできない理由により利用できないとき。

②　70パーセント還付　利用の変更又は取消しを次に掲げる日までに申し出て、許可を得たとき。

・　インドアスタジアム（全面利用）、アイスアリーナ及びコンサートホール　使用日の7日前

・　インドアスタジアム（1～3面の一部利用）、練習室、会議室及び附属設備　使用日の3日前

3　施設の利用促進に資する事業

健全な市民体位の向上及び多様化するレクリエーション活動の助長を図ることを目的に各スポーツ教室を実施する。

4　自主事業

リージョンプラザ上越の設置目的に合致せず、かつ指定管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用負担により実施する事業を自主事業として行うことができる。

Ⅳ　利用及び収入実績

1　施設の利用及び収入実績

⑴　利用者数

施設名	令和5年度	令和6年度	令和7年度
インドアスタジアム	110,158人	102,281人	105,803人
レジャープール	24,124人	27,923人	15,849人
アイスアリーナ	27,211人	27,287人	30,873人
コンサートホール	32,827人	31,348人	34,546人
市民プール	6,968人	8,411人	1,758人
一般入館者	39,994人	38,953人	37,757人
合計	241,282人	236,203人	226,586人

※　コンサートホールは、練習室及び会議室の利用を含む。

⑵　施設の収入状況

ア　利用料金収入と減免額（個人）　　単位：千円

施設名	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	利用料金	減免額（個人）	利用料金	減免額（個人）	利用料金	減免額（個人）
インドアスタジアム	8,472	77	9,138	53	9,138	111
レジャープール	8,092	2,132	11,304	1,864	11,304	1,396
アイスアリーナ	10,469	618	7,990	720	7,990	780
コンサートホール	5,740	0	5,630	0	5,630	0
市民プール	487	24	783	18	783	3
合計	33,260	2,851	34,845	2,655	34,845	2,290

イ　減免対象（令和7年度）

【全額減免】

減免対象	回数	減免金額（円）
上越市主催	28	2,867,210
小・中・特支学校	27	932,380
小・中学校体育連盟	3	641,330
福祉団体	7	156,680
合計	65	4,597,600

【50%減免】

減免対象	回数	減免金額（円）
上越市共催	1	21,200
上越幼稚園・保育園・小・中・高・大学利用	47	690,285
上越市スポーツ協会加盟団体	70	3,078,600
高等学校体育連盟	7	343,820
青少年のクラブ利用	104	2,253,555
幼稚園・保育園のインドア・ホール	18	518,575
成人のスポーツクラブ	46	879,360
消防法令に基づく公共事業	2	46,760
子ども会	2	8,385
地域総合型スポーツクラブ	5	6,995
老人クラブ連合会	3	59,755
合計	305	7,907,290

2　各スポーツ教室の実施状況（令和7年度実績）

⑴　インドアスタジアム

事業名	参加者数（延べ数）	収支状況（円）		
		収入	支出	差引
初心者・初級者・初中級者テニス教室（1期～4期）	953人	767,360	780,500	△113,140

⑵　レジャープール

事業名	参加者数（延べ数）	収支状況（円）		
		収入	支出	差引
水泳教室（Ⅰ期）	2,358人	802,500	860,500	△58,000
水泳教室（Ⅱ期）	2,199人	755,400	722,500	32,900
水泳教室（Ⅲ期）	1,192人	404,150	491,000	△86,850
水泳教室（フォロー）	10人	8,500	7,500	1,000

⑶　アイスアリーナ

事業名	参加者数（延べ数）	収支状況（円）		
		収入	支出	差引
スケート教室（4コース）	962人	1,176,600	679,000	497,600

Ⅴ　管理の現状

1　委託料の状況

【留意点】

指定管理者の行うべき業務のすべてを第三者に委託することはできませんが、専門技術等の必要から市との協議のもと第三者に委託することは可能です。なお、委託した業務を受託者が再委託することは禁じています。

〔指定管理者が委託した業務（令和７年度実績)〕　　単位：千円

区分	委託業務	金額
一般管理	樹木管理業務	6,011
	警備業務	
	昇降機保守管理業務	
	自動ドア保守点検業務	
	高圧受電設備年次点検業務	
	防災設備点検業務	
	煤煙・水質等検査	
	ウェブサイト運営保守業務	
	廃棄物収集運搬処理業務	
	害虫駆除業務	
	その他（製氷用ブレード研磨、清掃等）	
コンサートホール	舞台設備保守管理業務	2,231
	舞台照明設備保守点検業務	
	舞台音響設備保守点検業務	
	ピアノ保守点検業務	
インドアスタジアム	電動ﾊﾞｽｹｯﾄﾎﾞｰﾙ台保守点検業務	1,721
	電動式ﾍﾞﾝﾁﾀｲﾌﾟ移動観覧席点検業務	
	電動式移動観覧席点検業務	
	電光表示盤保守点検業務	
アイスアリーナ	アイスアリーナ管理業務	10,560
合計		20,523

２　賃貸借の状況

【留意点】

指定管理者が新たに賃貸借契約を結ぶ場合には、権利・義務の承継を明確にするため、市との協議を必要とします。

〔令和７年度実績〕

・複写機等借上
・清掃用具借上
・植木鉢借上
・車両・資材リース
・AED リース
・PC リース

計　1,081 千円

３　修繕の実績

【留意点】

指定管理者は、小規模修繕（建築物及び設備の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実用上支障のない状態まで回復させる修繕のうち、1 件につき 30 万円（税を含む。）未満の修繕をいう。）を実施します。それ以外の修繕は、市が実施します。

⑴ 令和７年度実績　　単位：円

修繕内容	小規模修繕	小規模修繕以外の修繕
除雪機　Ｖベルト交換修理	18,038	
アイスアリーナフェンス蝶番取り付け、溶接	46,200	
機械室チラー２号機ブラインポンプ用マグネット交換	99,000	
Ｃ練習室ピアノ芯線張弦修理	10,560	
荷解室出入口ドアクローザー修繕	78,650	
インドア南西階段ドアクローザー修繕	81,950	
アイスアリーナフェンス支柱修繕直し	88,000	
エネセン機械室給水ポンプ圧力スイッチまわり配管修繕	20,900	
アイスアリーナ製氷機出入口扉カット	56,100	
レジャープール女子更衣室出入口ドアクローザー	41,910	
職員通用口ヒンジ調整他	60,500	
アイスアリーナ暖房室ドアクローザー	44,770	
アイスアリーナ車庫前扉　蝶番修繕	46,200	
除雪機　クローラー　右	66,704	
除雪機　クローラー　左	66,704	
消火栓設備ホース交換	25,300	
排水管洗浄・遺物除去	55,000	
スチールドア　レバーハンドル修理	6,600	
除雪機ブロワー遺物除去	11,550	
身障者トイレ便座入替修繕	126,500	
機械室貯湯タンク給水電磁弁修繕	115,500	
プールヒーターバタフライ弁修繕	220,000	
監視室エアコン設置工事		715,000
ジャンボプール屋上防水部分修繕		363,000
レジャープールろ過ポンプ交換修繕		946,000
インドアスタジアムカーテン修繕		1,276,000
暖房室壁塗装修繕		1,606,000
合計	826,186	5,368,000

⑵ 令和６年度実績　　単位：円

修繕内容	小規模修繕	小規模修繕以外の修繕
アイスアリーナ時計修繕	99,000	
市民プールロールカーテン修繕	63,250	
荷解き場職員通用口不調修繕	49,500	
レジャープール器具庫ドア修繕	26,400	
レジャープールトイレブース補修	49,500	
インドアロールバック扉補修	99,000	
アイスアリーナ製氷機車庫前アスファルト舗装工事	78,100	
アイスアリーナホッケー得点板修繕	16,500	

エネセンコージェネ2号機	99,000	
屋外通路街路灯ランプ修繕	57,200	
上越科学館ドアクローザー修繕	49,500	
レジャープール温度センサー修繕	55,000	
ホールカメラモニター修繕	69,300	
上越科学館防火ドア修繕	35,200	
ホールスピーカスタンド修繕	25,300	
インドアワイヤレスマイク修繕	90,640	
インドアワイヤレスピンマイク修繕	51,700	
レジャープール倉庫スチールドア修繕	24,200	
清掃員控室ファンコイルユニット交換修繕	253,000	
レジャープール西側ポリカーボネート板取替修繕	117,700	
レジャープール床シート修繕	143,000	
体操用得点表示盤修繕		686,400
アイスアリーナ保護マット張替修繕		465,080
レジャープールプールヒータープロテクトリレー修繕		531,300
レジャープールスライダーポンプ取替修繕		935,000
ジャンボプール塩素供給器入替修繕		313,500
インドアスタジアム床塗装修繕工事		4,730,000
合計	1,038,290	8,174,980

⑶ 令和5年度実績　　単位：円

修繕内容	小規模修繕	小規模修繕以外の修繕
デジタイマ修繕	92,400	
アイスブラインホース及び金具	99,000	
レジャープールコースロープフック交換	41,360	
市民プール変圧器高圧ヒューズ	49,500	
コンサートホール照明ハロゲンランプ	29,260	
アイスブラインホース往復管	87,758	
ジャンボプール床上げ	24,200	
アイスアリーナフェンス台	72,787	
アイスアリーナアクリル板	62,700	
大駐車場アスファルト穴埋め	97,900	
コンサートホール女子洗面台	14,426	
アイスアリーナエチレングリコール補充	68,625	
2階カジュアルロビー床・壁補修	12,220	
東側トイレ系統汚水管つまり除去	47,300	
コンサートホール音響上手側反固定フランス落とし	22,000	
コンサートホール地震緊急点検	89,100	
インドアバスケット24秒計基板交換	95,150	
職員通用ドア調整	50,600	

レジャープール蒸気配管	69,300	
東側トイレ汚水管	70,400	
レジャープール暖房用ラジエーター	83,600	
レジャープール水中ボイラー	71,500	
排煙窓硝子修繕工事	155,100	
インカム取替修繕	172,700	
ブラインポンプモーター取替	264,000	
エネルギー棟管理室壁掛けエアコン入替工事		315,700
レジャープール観覧用硝子修繕		316,800
レジャープールバルブ		873,400
「災害対応」アイスアリーナ設備落下復旧修繕		63,800
「災害対応」スピーカー取替修繕		338,800
「災害対応」天井内給水管漏水修繕		286,000
「災害対応」コンサートホール鉄骨梁補強修繕		231,000
給湯用循環ポンプ入替		396,000
トイレ呼び出し設備修繕		638,000
合計	1,351,086	40,513,000

Ⅵ　従事者の一例

現行の管理体制をもとに、職員配置の一例を参考までに掲げたものです。

職名	主な職務内容
館　　長	施設運営・自主事業の総括管理、渉外業務、職員教育業務等、業務の掌握と指導
課　　長	館長代理、再委託業務の執行管理及び検査、設備との連携、出納業務、経理事務、貸館・利用者対応、自主事業の企画調整、インドアスタジアム担当等
係　　長	貸館・利用者対応、自主事業の企画・実施、コンサートホール担当等
主　　任 係　　員	貸館・利用者対応、自主事業の企画・実施、一般事務等、インドアスタジアム・アイスアリーナ・コンサートホール・プール施設の各担当・副担当等
経理事務 総合案内	経理業務、窓口総合案内、電話対応、受付、一般事務等
設備主任	建築物環境衛生管理技術者、設備日常運転管理、環境衛生管理、諸官庁届出立会い、設備管理年間計画作成、再委託業務の執行管理、検査等
設備員	設備日常運転管理、環境衛生管理、諸官庁届出立会い、再委託業務の執行管理、検査、施設（館内、館外、駐車場）の点検、環境整備、修繕等
清掃員	館内清掃
夏期特別 清掃員	館内清掃（市民プール）
プール・アイス アリーナ 監視員	プール・アイスアリーナ（ジャンボプール）監視、安全管理、水質基準の管理等
特別点検設備員	空気環境測定、水質検査、貯水槽等清掃、受変電法定点検、空調点検、消防設備点検

定期清掃員	定期清掃（ガラス清掃、照明器具清掃、排気口清掃等）
清掃員 （パート）	館内清掃
夏期プール 監視員等 （パート）	プール監視、安全管理、水質基準の管理等、受付案内業務

Ⅶ　その他

１　備品

施設に配備された備品の善良な管理をお願いします。

２　施設改修工事について

リージョンプラザ上越は、昭和59年9月の竣工から40年以上が経過していることから、令和8年9月から令和9年3月まで大規模改修工事を行っています。施設改修工事の実施にあたっては、休館日や施設の利用がない日等に工事を行いますが、万が一、施設の一部利用休止が長期間必要となった場合は、市と指定管理者で協議のうえ、対応します。